

区政の検証について（概要版）

はじめに

検証にあたって

- ・平成24年に策定された「市政改革プラン 新しい住民自治の実現に向けて」では、ニア・イズ・ベターの徹底に向けて、「大きな公共を担う活力ある地域社会づくり」及びそれを担うための「自律した自治体型の区政運営」の実現のための改革に取り組んだ。
- ・また、市政改革プランのアクションプラン編に基づく取組期間の終了後も、平成27年2月に策定された「豊かな地域社会の形成に向けた区政運営基本方針」のもと、各区において区政運営に取り組んでいるところである。
- ・しかしながら、平成24年の市政改革から4年を経て、運用面あるいは制度面等の様々な課題も明らかになってきていることから、さらにニア・イズ・ベターを推進するため、区政を担う区長で組織する区長会議として自律的に区政の現状を見つめなおしたうえで、「自律した自治体型の区政運営（区政運営編）」及び「大きな公共を担う活力ある地域社会づくり（地域社会づくり編）」に分けて検証を行い、あわせて今後取り組むべき方向性を整理した。

検証期間

平成28年8月～平成29年1月

検証結果の活用

- ・整理した方向性のうち、市政改革の一環として取り組むことが望ましいと考えるものについては、関係局・室との調整も行ったうえで市改革プロジェクトチームに市政改革プランの追加項目として提案する。
- ・その他のものについては、引き続き区長会議において、関係局・室と調整しながら取り組んでいく。

区政運営編

区長権限の強化について

成果

- 区シティ・マネージャー（区CM）制度の導入による、区域内の基礎自治業務における区長権限の大幅な拡充により、従前の局ごとの縦割りではなく、ニア・イズ・ベターの観点から、区長の判断を最大限尊重した区域内の施策・事業の推進
- 区長（区CM）が編成した予算は、平成24年度（24区全体で約50億円）に比べ、平成28年度は約5倍（同、約245億円）に拡充
- 教育委員会については市長とは別の独立した執行機関であり市長の権限の外にあるため、上記の権限の対象ではなかったが、区長を教育委員会事務局区担当理事（平成25～26年度）・区担当教育次長（平成27年度～）に位置づけ、教育の場に区民・保護者意見を反映、学校・地域の実情・課題により適応した取組を展開
- 内外の人材を問わず区長同士の切磋琢磨による、今までの組織の枠に縛られない斬新な施策や情報発信

改善項目 → 方向性

- 区CMの意向の局事業への反映や、局の縦割りの弊害の排除が十分にできていない
- ➔ 区CMの自覚の徹底
 - ➔ 職員（区・局）に対する意識付けの徹底
 - ➔ 区局間の連携の促進
- 区CM事業については、局の体制面やスケールメリットから24区ごとに異なる内容で実施することができない
- ➔ 事業内容に応じた分類・整理や進捗管理を行う仕組みの導入実施
 - ➔ 事業の複数区での集約化・グループ化
- 区長への権限委譲が不十分、もしくは市長以外の執行機関等における区長の位置づけがあいまい
- ➔ さらに委譲すべき権限の洗い出しと調整
 - ➔ 区担当教育次長についての権限・事務の整理

区間調整の仕組みと運営（区長会議を含む）

成果

- 複数区にまたがる施策・事業間調整及び財源配分の仕組みの整理による、区長間の連携・調整の円滑な実施
- 各区に共通する課題や複数区にまたがる課題を議論する場である区長会議の下に部会を設置し、部会決定を区長会議の決定とみなすことにより、意思決定や連携・調整をより一層迅速かつ円滑化
- 空家対策やこどもの貧困対策など、区局横断的な課題に対して区長会議が横串を挿す機能を発揮
- 先進的な区の事業や業務改善・区民サービス向上の取組事例の区長会議等での共有による他区への波及や、「特色ある英語力向上取組事例共有会」といった、区間の連携・協力による様々な取組の推進

改善項目 → 方向性

- 他区における事業実施を前提とした予算編成が行われる可能性がある
- ➔ 区民が他区の事業を受けることを前提とし、事業を廃止して他の財源に充てるなど、区間で不公平となる予算編成を防ぐ仕組みの導入実施
- 区の良い取組が他の区に必ずしも広がらない
- ➔ 各区の検討・導入状況の見える化・公表
 - ➔ 区政を総覧し、区長・区CMをチェック・モニタリング（監理）する機能の充実
 - ➔ 各局の自覚の徹底
- 区間で区民サービスに不公平が生じるという懸念がある
- ➔ モデル事業について整理する仕組みの導入
- 区長会議の運営について更に改善する余地がある
- ➔ 審議案件についての適切な取り扱いと特別職への報告の徹底
 - ➔ 区政を総覧し、区長・区CMをチェック・モニタリング（監理）する機能の充実

多様な区民の意見やニーズを区政に反映することができる仕組み 区民が区政運営に参画する仕組み

成果

- 各区における、多様な区民の意見やニーズを的確に把握するための仕組みづくりや、その取組みの積極的な情報発信を推進
- 区の区域内の基礎自治に関する施策・事業などの区政運営について、各区において区政会議の一層の活用をはじめ、計画段階から評価段階に至るまで多くの区民との対話・協働により進めていく仕組みを構築
- 区政会議について条例化することにより、区民が区政運営に参加する仕組みが議会で承認され、大阪市全体で認知

改善項目 → 方向性

- 区政会議が区民が区政運営に参画する仕組みとして十分に機能していない
- ➔ 区政会議のさらなる運営の改善と、区民による区政参画の仕組みの拡充強化

区民サービスの向上と効率的な行政運営

成果

- 窓口業務の民間委託、証明書のコンビニ交付サービスの実施、窓口業務の格付け・各区の取組の共有化による切磋琢磨の促進・各区の窓口サービス向上の取組の推進
- 区長のリーダーシップだけでなく、職員が自発的に取り組むことで業務改善の促進や区民満足度の向上につながり、区民サービスの向上が区民に相当程度認識され、格付け評価の向上に寄与
- 節電・省エネによる光熱水費の削減や広告事業による歳入確保など、各区において効率的な業務運営を推進
- 区役所業務の局への集約化等について可能なものから実施

改善項目 → 方向性

- 区役所の内部管理部門の集約化が進まない
- ➔ 業務の集約化がインセンティブとして働く仕組み
 - ➔ 区政を総覧し、区長・区CMをチェック・モニタリング(監理)する機能の充実
 - ➔ 区役所事務についての5S、標準化、改善、問題解決力向上の計画的推進
- 不適切な事務処理が依然として減少しない
- ➔ 区役所事務についての5S、標準化、改善、問題解決力向上の計画的推進
 - ➔ 区政を総覧し、区長・区CMをチェック・モニタリング(監理)する機能の充実

区役所の体制整備と自主的な組織運営

成果

- 各区役所に公募区長の就任と同時に専任の副区長と企画調整課長を設置し、体制を強化
- 係長以上の管理監督職の配置を各区役所に配分された人員・ポストの枠内において区長が決定できることで、各区長の裁量で柔軟な組織編成・人事配置を行うなどの自主的な組織運営が可能に

改善項目 → 方向性

- 区役所組織の運営に必要な区長への権限委譲が不十分
- ➔ 区長マネジメントによる抜擢人事等の仕組み

PDCAサイクルの徹底等

成果

- 「運営方針」を毎年度、策定・評価することによる効果的・効率的な行政運営の推進、全庁的なPDCAサイクルの徹底
- 市政改革プランのアクションプラン編に基づく取組期間の終了後も、各区長のリーダーシップのもとで、仕組みを的確に運営し、より一層各区の特性や地域実情に即した区政運営を進めていくため、「豊かな地域社会の形成に向けた区政運営基本方針」を策定
- 各区長が互いに切磋琢磨しながら共通する成果を競い合いながら、この方針に基づく取組を積極的に推進した結果、成果目標値達成に向けて概ね順調に進捗

改善項目 → 方向性

- 「区政運営基本方針」に基づく各区の取組のPDCAが十分に回っていない
- ➔ 区政運営基本方針に基づく各区の取組について、部会による一層適切な進捗管理

区長の区政運営に対するガバナンス

成果

- 区長が局長の上位に位置づけられ、副市長の担当事務に区役所を追加
- 区政会議において、区がめざしていく将来の姿（区将来ビジョン）、区が取り組んでいく事業やその予算（区運営方針）の策定、区政運営の総合的な評価について意見を求めることを条例により規範化
- 区政会議のほか、区民モニター・意見箱・区民との懇談機会などの仕組みを通じたより多くの区民からの意見・評価の聴取、区政運営への反映

改善項目 → 方向性

- 区長が区政運営を的確に実施しているかに対するガバナンスが十分に効いていない
- ➔ 区長と特別職とのコミュニケーションの拡充
 - ➔ 区政を総覧し、区長・区CMをチェック・モニタリング(監理)する機能の充実

地域社会づくり編

豊かなコミュニティづくり

成果

- 各区において、様々なイベントの企画・実施、ツイッターやフェイスブック等のSNSも活用して、これまで地域活動に関わりが薄かった人に情報提供や参加の呼びかけの実施による人と人が出会う機会の創出
- 豊かなコミュニティづくりに向けた機運を高めることができた
- 住民同士のつながりを醸成することができた

改善項目 → 方向性

他都市と比較して自治会・町内会レベルの市民活動の場の提供などの支援が十分とはいえない状態になっている

- ➡ 自治会・町内会単位にも目を向けた支援のあり方の取りまとめ（活動の場への支援も同様）
なお、自治会・町内会単位への人的支援・財政的支援については、本市の人員体制や財政状況に十分留意して進める

地域活動の活性化

成果

- おおむね小学校区レベルの団体の実情に即した活動の支援へ転換すべく、地域団体への補助金・委託等の財政的支援の整理や依頼のあり方について検討し、支援のあり方の見直しを実施
- 各区において、区広報紙やツイッターやフェイスブック等のSNSも活用し地域活動協議会をはじめとする地域団体の活動状況等を情報発信の実施による活動の担い手の拡大
- ICTを活用した市民との双方向のコミュニケーションや市民の行政参画につながる取組の実施によるつながりの創出
- 地域活動を実施している地域団体やNPO、企業などに関する情報を発信するとともに、活動主体間の連携・協働に向けた交流の場の提供、コーディネートする仕組みを構築

改善項目 → 方向性

自治会・町内会や子ども会などの地縁型団体の活動の活性化に向けた支援が十分に行われていない
自治会・町内会や子ども会などの地縁型団体の組織基盤が弱体化している地域がある
自治会・町内会や子ども会といった地縁型団体とNPOなどのテーマ型団体との連携・協働が必ずしも十分とはいえない

- ➡ 地域住民にとって最も身近な地縁型団体である自治会・町内会の機能を再確認し、活動の活性化への支援のあり方の取りまとめ

市民による自律的な地域運営の実現

成果

- 地域活動協議会に対し、地域課題への対応その他まちづくり活動のうち「行政が担わない（地域に委ねるべき）分野」及び「市民活動団体の活動対象とならない分野」をカバーするといった機能（準行政的機能）を行政として期待し支援を強化
 - 【人的支援】まちづくりセンターを通じた地域活動協議会の形成及び運営支援
 - 【財政的支援】地域活動協議会補助金制度の構築（活動内容を指定しない柔軟な活動補助、運営補助）
- こうした支援により、活動の充実を図る団体が増え、6団体においては法人格を取得（NPO法人5団体、一般財団法人1団体）
- 地域において、地域活動協議会が、おおむね小学校区における地域運営の仕組みであるといった認識は定着しつつある

改善項目 → 方向性

- 地域活動協議会を核とした自律的な地域運営が促進できていない地域がある
- ➔ 地域活動協議会の理念や趣旨における職員の理解促進及び地域への働きかけ
 - ➔ 地域住民の様々な意見を調整し、取りまとめるといった総意形成機能など地域活動協議会が担うべき機能について整理、検討するとともに、条例化も含め、その機能を担保する仕組みを構築
 - ➔ 支援における区役所とまちづくりセンターの役割の明確化
 - ➔ 総意形成機能の充実など地域活動協議会の自立・成熟に向けた支援
 - ➔ 地域活動協議会が責任をもって地域の総意を表明する場とする観点から、区政会議との関係性を明確化
 - ➔ 安定した自主財源の確保の必要性における職員の理解促進及び地域への働きかけ、並びに自主財源確保策の整理・検討（自治会・町内会単位（第1層）支援と並行して実施）

まちづくりセンターの活用及び地域公共人材の充実への支援

成果

- まちづくりセンターについて地域実情に応じた支援ができるよう区役所への事業移管
- 各区まちづくりセンターの支援内容の質の担保及び向上に向けた第三者委員による評価の実施
- 団体への委託や人材の嘱託雇用など、各区におけるまちづくりセンター活用手法が多様化
- 「地域リーダーとして活躍する地域公共人材」：生涯学習推進員など既に活躍する地域のリーダーに対し、中間支援組織とも連携し、地域公共人材についての勉強会や様々な分野で活動している区民で構成するラウンドテーブルを開催するなど、幅広い層の人たちが地域活動に参加できる取組の実施
- 「派遣型の地域公共人材」：市民局で中間支援機能を持つ「派遣型の地域公共人材」を養成し、支援を必要とする団体に派遣するなどの支援の実施

改善項目 → 方向性

- 区役所がまちづくりセンターや「派遣型の地域公共人材」を十分に活用できていない
- ➔ 地域活動協議会のほか、市民活動団体の活動の活性化に向けたまちづくりセンター及び「派遣型の地域公共人材」の活用のあり方の取りまとめ
- 地域の活動においてファシリテーション能力やコーディネート力をもった人材が必ずしも十分に活躍できていない
- ➔ 「派遣型の地域公共人材」と「地域リーダーとして活躍する地域公共人材」の役割分担の明確化や地域公共人材の全体像の体系化、職員や地域への地域公共人材の概念の浸透
 - ➔ 「地域リーダーとして活躍する地域公共人材」の掘りおこし・育成と意識付けの促進